

さいたま市北区役所日進支所番号カード発券機備品購入に係わる仕様書

1. 調達する物品の規格・性能、数量等

(1) 調達する物品

番号カード発券機一式

(2) 数量

①番号カード発券機	台数	1台
②番号表示パネル（両面表示機）	台数	2台
③操作モニター（機能操作器）	台数	2台

(3) 例示品

①B I L L C O N

PCM-1000システム

②ローレルバンクマシン株式会社

I N C - S V

上記例示品以外のもので、(4) ⑤に示す既存品と同等以上の製品での見積も可能とする。その場合、見積書の提出時に併せて「同等品申請書」等を提出すること。

(4) その他

- ①中継器（ハブ等）、専用ケーブル等、製品を正常に稼働させるために必要な付属品等を納品すること
- ②番号表示パネルを窓口カウンターに固定設置するためのパネルスタンドセット（ポール器具等）を納品すること。
- ③稼働テスト用サーマルロール紙1個を付属させること。
- ④製品を正常に稼働させるための初期システム設定やカスタム設定を行うこと。
- ⑤既存品（B I L L C O N 番号カード発行機 品番PCM-56C）を下取ること。

2. 納入場所 さいたま市北区榎引町2丁目574番地1 イオン大宮店2階
さいたま市 北区役所 区民生活部 日進支所

3. 納入期間 契約日から令和6年9月22日（日）までの期間において支所が指定する一日（日程は別途協議）

4. その他

- (1) 納品後、1年間は、故障修理及び設定変更等の機器メンテナンスの無償保証があるものとする。
- (2) 納品時に、機器の使用方法等の説明を行うこと。

- (3) 納入する全ての物品の運搬、組立、設置等に要する費用を必要な経費を見積金額に含めること。
- (4) 納品時に発生した包材等に関しては、受注者において持ち帰り、適正に処分すること。

5. 一般事項

- (1) 受注者は、搬入時等に事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処置内容を記録し、日進支所まで報告すること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び納品完了後においても同様とする。
- (3) 受注者は、発注者への納品日等の連絡は、十分余裕をもって行い、危害発生の防止を図ること。
- (4) 疑義の生じた場合には、発注者と受注者で協議し取り決める。
- (5) 交換機器の搬入については、17時から22時までに行うこと。ただし、トラックヤード（搬入口）の使用可能時間は、17時～20時までとする。

6. 連絡先 さいたま市北区日進町2丁目965番地
 さいたま市 北区役所 区民生活部 日進支所
電 話 048-663-6938
F A X 048-660-1100
担当者 設楽